

土地改良の今

青蓮寺用水土地改良区(名張市・伊賀市)

青蓮寺用水土地改良区は、昭和43年設立認可を受け、本年度50周年を迎えることとなります。

昭和61年完工以来、当時は最先端だったといえる全線パイプライン工法の採用により区内全域の農地に安定した農業用水の補給を行ってきましたが、経年と共に施設の老朽化が進み、近年パイプラインの破損、漏水事故等が多く発生している状況です。

幹線水路は国よりの管理委託、その他は改良区有の施設で、補修をするにしても、幹線水路、支線水路とも多大な費用が必要になってきていました。

そこで、平成20年度より県営の基幹水利施設ストックマネジメント事業が採択され幹線水路の補修工事を実施していただきましたが、整備を要する内容や箇所数、また事業費等の関係から県営事業のみでは効果の発揮が難しく、不測の事態には受給者の多大な影響が懸念されることから、国の補助事業でどうにかならないのか模索いたしました。

このままでは、用水路網の維持管理が近い将来不可能になる恐れがありましたので、この実情を知っていただくため、東海農政局に要望陳情を行ってまいりました。今まで、

3,000ha以上の受益面積がなければ事業採択は非常に厳しい状況(面積要件)であり、同じ国営の事業でありながら矛盾も感じておりました。全国の国営事業にかかる改良区でも同じように感じておられたと思われます。陳情の結果かどうかはわかりませんが、平成24年度に国営施設応急対策事業が創設されました。



記念碑



土地改良区事務所 玄関



管布設替え

国営施設応急対策事業について

国が造成した基幹的水利施設を対象に、不測の事故が発生した場合に、

- ① 原因究明、施設全体のリスク把握調査を実施
- ② 都道府県からの申請に基づき、2次被害の防止等、最低限必要な範囲・内容を応急対策として実施
- ③ 原因究明の結果等を踏まえ、施設の補修・補強を国営土地改良事業として実施します。

平成25年度より木曾川水系土地改良調査管理事務所に協力していただきながら、国営青蓮寺用水土地改良(国営施設応急対策)事業の施行申請の手続きを行い、平成26年度より事業に着手していただいております。



小水力発電機器

また、本事業のなかには、小水力発電設備の建設が含まれており発電された電力を売却することで、今後の維持管理費の軽減に大いに期待しております。

現在は、支線水路及び揚水機場の補修改修を引き続き県営水利施設ストックマネジメント事業で、幹線水路の補修、改修を国営施設応急対策事業で行っております。

事業内容は以下のとおりです。

国営施設応急対策事業(青蓮寺用水地区)の概要

- (1) 関係市：三重県名張市、伊賀市
- (2) 受益面積：1,066ha
- (3) 総事業費：12.7億円
- (4) 事業工期：平成26年度～平成30年度
- (5) 事業内容：取水施設(改修) 1箇所
 取水施設改修(小水量バイパス化)に併せて小水力発電設備を設置
 幹線水路(改修) 10.4km(全長18.6km)
 補強区間 2.2km
 (布設替1.8km 管更生0.4km)
 補修区間 8.2km
 (内面バンド、シート補修、断面修復、外面補修[塗装])